



2024年

水と衛生月間

第3209回例会

3月14日(木)

於/ANAクラウンプラザホテル宇部

会長 神谷 晃

幹事 平田 和幸

※幸せの食事※

※コインボックスの日※

本日の卓話 外部卓話

「宇部高専グローバルマイスター発表会」

宇部工業高等専門学校学生

赤崎百星さん・繁山 蘭さん・畑村 学先生

次回の卓話(3月28日)

2024-25年度 第1回クラブ協議会

【新年度に向けて】

古谷 博司 会長エレクト他 次年度役員

○点鐘

○ロータリーソング(我等の生業)

○ロータリアンのビジョン声明

○会長の時間

○幹事報告

①理事会報告

a)2月度の会計報告が異議なく承認されました。

b)中嶋羊治さん・神崎伸二さんが転勤の為、3月末で退会されます。ロータリー活動に、ご協力頂き誠にありがとうございました。

②3/10福祉まつりバザーご参加の皆様、大変お疲れ様でした。バザーの売上金は58,000円でした。神谷会長より、宇部市社会福祉協議会へ全額寄付されます。

皆様のご協力ありがとうございました。

③本日16時まで社会奉仕；献血を開催しております。皆様のご協力宜しくお願い致します。

④次週3月21日(木)は休会・次回3月28日(木)は夜間例会となります。お間違えの無いようお願い致します。

⑤4月より例会場が変更いたします。**週報；例会予定**(HPの週報にも記載あり)に記載いたしますので、都度**必ずご確認ください**。皆様のご協力をお願い致します。

○次年度幹事報告

①次週3月28日(木)夜間例会にて次年度 第1回クラブ協議会を開催致します。次年度理事・役員・委員長の出席をお願い致します。欠席の場合は、代理出席者またはレポートの提出をお願い致します。

②次年度；会員名簿及びHP更新の準備に入りますので、役職・住所等の変更がある方は4月末までに事務局までお知らせください。締め切りを過ぎますと変更できません。

事務局 宇部市相生町8番1号宇部興産ビル6F
TEL 0836-35-2776 FAX 0836-35-2771
HP <http://www.ube-rc.jp> E-mail info@ube-rc.jp

*** 例会予定 ***

3月21日 休会

3月28日 夜間例会 **2024-25年度 第1回クラブ協議会**【新年度に向けて】

古谷 博司 会長エレクト他

4月4日 通常例会 **【山口銀行宇部支店3F会議室にて】**

委員会卓話「がん予防について」がん予防推進委員会 福田 信二 委員長ほか

4月11日 休会

4月18日 通常例会 **【山口銀行宇部支店3F会議室にて】**

外部卓話「平和について」シンガーソングライター ちひろ氏

4月25日 夜間例会 **【興産ビルB1 敦煌にて】**

クラブフォーラム「青少年奉仕月間に因んで」宇部未来会議 岡本 大河 会長

*** クラブ予定 ***

4月14日(日)宇部 RC 親睦旅行；福岡/柳川の旅 7：45 集合～8：00 出発【時間厳守】

☆☆☆☆☆ 只今 i n g ☆☆☆☆☆

※ 「2024-25年度；ロータリー手帳」について 締切り；3月末
一冊 660円です。ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

※ 「宇部 RC 親睦旅行；福岡/柳川の旅」について **メーカーキャップ可能**

日 程 4月14日(日) **7：45 集合～8：00 出発【時間厳守】**

～11：00 柳川 川下り・散策～13：00 食事【柳川/山田屋】～14：30 高橋商店

(お土産)～18：00 旧ANAホテル正面入口前 着予定

締切り 4月4日(木)

☆前回 (3/7) の残食 1 個 累 計 11 個

(欠席の当日通知は、10時までに事務局へFAXで送付して下さい！)

FAXでのご連絡が難しい方は、事務局又は幹事へ電話連絡してください。

夜間例会の時も同様です！)

＜3月の近隣クラブ例会予定＞		
小野田 RC (水) セントラルホテル	6日	通常例会
	13日	休会
	20日	休会
	27日	通常例会
宇部西 RC (火) 国際ホテル宇部	5日	通常例会 理事会
	12日	休会
	19日	夜間例会
	26日	休会
宇部東 RC (水) ペイザン	6日	夜間例会(宴会なし)
	13日	夜間例会(宴会なし)
	20日	休会
	27日	夜間例会(宴会あり)

3月7日(木) 【I M 報告】 3名



布上 利和 会員



片岡 謙蔵 会員



神崎 伸二 会員



財団ポールハリスフェロー表彰

脇 和也 会員

宇部ロータリークラブ定款

第8条 会員身分

(現行)

第6節 - 例外。 細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

(改正案)

第6節 - 例外。 細則には、第8条第2節および第4～5節に従わない規定を含めることができる。

(改正理由)

誤記訂正。

第19条 改正

(現行)

第1節 - 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 - 第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

(改正案)

本定款は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

(改正理由)

規程審議会に関する規定が宇部RCには存在せず、かつ同審議会は常設委員会ではないため、改正の審議の都度、改正方法について議論されてきた。これを解消するための改正である。

宇部ロータリークラブ細則

第4条 会合

第2節 例会

(現行)

- (a) 日および時間 本クラブの毎週の例会は**木曜日午後12:30**に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更は、すべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または定款第10条第4節および第5節の規程に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会において充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは宇部ロータリークラブ定款第7条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

(改正案)

- (a) 日および時間 本クラブの毎週の例会は**木曜日12:30**に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更は、すべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または定款第10条第4節および第5節の規程に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会において充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは宇部ロータリークラブ定款第7条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

(b) (改正理由)

誤記訂正。